

今回の小児がん拠点病院の 指定更新の有効期限の取扱いについて

第58回がん対策推進協議会(H28.7.6)における主な意見(第59回資料より抜粋)

- 集約化される医療機関が全ての要件を満たす必要はなく、個々のがん種に応じた集約化の体制を構築すべきではないか。
- 小児がん・希少がん・AYA世代のがんの連続した診療体制を整備すべきではないか。
- 小児がん拠点病院とがん診療連携拠点病院等との連携を進めるべきではないか。

- 小児がん拠点病院等の整備指針(参考資料1)では、4年間ごとの指定更新であり、通常は平成33年2月までの指定期限となる。一方、多くのがん診療連携拠点病院等の指定期限は平成31年3月までと約2年間のずれがある。
- 指定要件等を見直す際には小児がん拠点病院とがん診療連携拠点病院等のそれぞれにどのような機能を持たせるかについて議論される可能性があり、両者の整備指針の改正と指定時期を一致させた方が良いと考えられる。



- 今回の「小児がん拠点病院」指定の有効期限については、「がん診療連携拠点病院等」に合わせて、暫定的に平成31年3月までとしてはどうか。